

高山村ふるさと祭りについて

「高山村ふるさと祭り」は、村民皆さまに夏の風物詩として親しまれ、今夏で41回目を迎えることになりました。花火大会や歌謡ショーなど様々な企画をご用意して、皆さまのご来場をお待ちしております。

開催日 令和6年8月11日(日・祝)

※例年8月14日に行われていたふるさと祭りですが、今年より8月11日の山の日に変更いたします。ご理解とご協力のほどよろしくお願いたします。

花火大会の協賛金のご協力と出店者募集



締切 7月12日(金)



協賛金募集

お子さまの誕生や、成長のお祝い、金・銀婚式やご長寿のお祝い等の記念に花火大会にご協賛いただければ大変ありがたく思っております。また、事業者さまからのご協賛も募集しております。

ご協賛は、一口5千円より受付いたします。ご協賛いただける場合は、お気軽に役場地域振興課へご連絡ください。こちらからお伺いたします。

ご協賛いただいた方は、プログラムに氏名・メッセージ、事業者名を掲載し、花火打ち上げの際に場内放送させていただきます。皆さまからの温かいご支援をお待ちしております。

出店者募集

飲食・雑貨販売・手作り体験店やこども用品等のフリーマーケットなどを出店していただけるスペースを設ける予定です。

出店していただける方は、役場地域振興課へお問い合わせください。

※出店希望者が多数の場合は、事務局にて調整させていただきます。

《お問い合わせ先》 ふるさと祭り実行委員会事務局 高山村役場 地域振興課 ☎0279-26-7944(直通)

〈高山村ガイドボランティアの会 企画〉

三国街道を散策しませんか

- 日時 令和6年6月22日(土)
- 集合 8時45分
道の駅「中山盆地」北側駐車場
- 出発 9時00分
誘導者を先頭に各自の車で移動し、新田本陣、牛の糞に寄り、赤根峠ポケットパークから散策を始めます。(車の移動には乗り合わせにご協力ください。)
- 定員 20名(定員になり次第締め切らせていただきます。)

- コース
新田本陣→牛の糞→赤根峠ポケットパーク→福守石を祀る社→塩原太助「馬つなぎの松」→金毘羅峠→不動峠
- 用意するもの
軽食・飲み物・丈夫な靴・カメラなど。



▲中山宿・新田本陣 ▲馬つなぎの松 ▲不動峠に建つ金比羅宮

《お申込み・お問い合わせ先》 高山村役場 地域振興課 ☎0279-26-7944(直通)

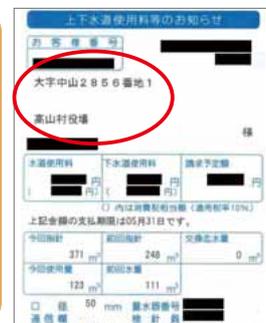
水道・下水道契約者の確認について

建設課では、契約者が亡くなられた場合等に、名義の変更をお願いしています。

しかし、何らかの理由で変更のないまま利用されている方がいらっしゃいますので、ご確認ください。

契約者の確認は、納付書や検針の際に発行される「**上下水道使用料等のお知らせ**」をご覧くださいと確認することができますので、心あたりのある方は、下記担当係までご相談ください。

亡くなられた方のまま名義変更がされないと、漏水時の減免や各証明書の発行ができないことがありますので、ご注意ください！



《お問い合わせ先》 高山村役場 建設課 上下水道係 ☎0279-63-2111(内線51)

児童手当の現況届・所得制限について

●令和4年度現況届から、受給者の現況を公簿等で確認することで、**現況届の提出が原則不要**となりました。

ただし、以下の方は引き続き現況届の提出が必要です。

- ①配偶者からの暴力等により、住民票の住所が高山村と異なる方
- ②支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤その他、高山村から提出の案内があった方

※現況届の提出が必要な方には6月上旬に様式を送付しますので、令和6年6月30日までに提出をお願いします。提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

●令和4年6月分(令和4年10月支給分)から、児童を養育している方の所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当等は支給されなくなりました。

児童手当等が支給されなくなったあとに、所得上限限度額を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

●**変更事項があった方は届出てください。**

- ①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき(他の市区町村や海外への転出を含む)
- ③受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ⑤受給者の加入する年金が変わったとき
- ⑥受給者が公務員になったとき
- ⑦離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑧国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

《お問い合わせ先》 高山村役場 保健みらい課 福祉係 ☎0279-63-1311

じん臓・小腸機能障がいの方へ通院交通費の補助について

高山村では、じん臓または小腸機能障がいにより、人工透析療法や中心静脈栄養法、もしくは経腸栄養法による医療を受けるために、通院に要した交通費を補助する制度があります。

●**補助対象者** 次の①～⑤全てに該当する方

- ①高山村に住所のある方
- ②じん臓または小腸機能障がいによる、身体障害者手帳をお持ちの方
- ③通院により、人工透析療法や中心静脈栄養法、

若しくは経腸栄養法による医療を受けている方

- ④市町村民税非課税の方
- ⑤生活保護法による医療扶助等受けていない方

●**申請受付期間** 6月1日から6月30日までの平日
※補助額は、通院距離等により異なります。

《お問い合わせ先》 高山村役場 保健みらい課 福祉係 ☎0279-63-1311

高山村から防災士資格取得補助金のご案内



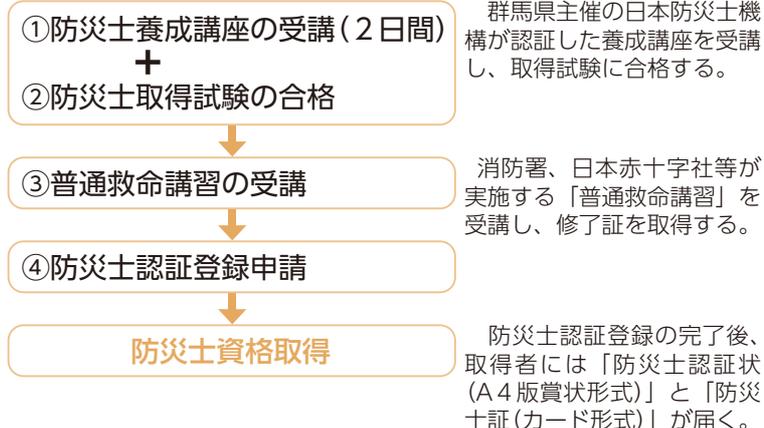
防災士とは

防災士とは「自助」「共助」「公助」を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を取得したことを日本防災士機構が認証した人です。

具体的には、公的機関や民間組織、個人と力を合わせて、以下の活動を行います。

- 平常時においては防災意識・知識・技能を活かして、その啓発に当たるほか、大災害に備えた自助・共助活動等の訓練や、防災と救助等の技術の錬磨などに取り組む。
- 災害時には、それぞれの所属する団体・企業や地域等の要請により、避難や救助・救命、避難所の運営などにあたり、自治体など公的な組織やボランティアの人達と協働して活動する。

防災士になるには



防災士取得を希望する特例該当者は、防災士認証登録申請をするだけで資格取得できます。

資格取得補助金について

村では、下記のとおり防災士の資格取得に要する費用を補助します。

●補助金の対象額

- (1) 防災士教本：4,000円
- (2) 防災士資格取得試験受験料：3,000円
- (3) 防災士認証登録料：5,000円
- 合計：12,000円 → **全額補助対象**

※消防団員経験者の特例措置 対象者の場合

- (1) 防災士教本：4,000円
- (2) 防災士認証登録料：5,000円
- 合計：9,000円 → **全額補助対象**

補助金の交付対象者

(以下の要件を満たす必要があります)

- (1) 村内在住の方
- (2) 村と協力し防災リーダーとして活動する意志のある方

消防団員経験者の特例措置について

防災士資格取得について、消防団員(退職者含む)であって分団長以上の階級にある(あった)方は、以下の特例が適用となります。

- ①防災士養成講座の受講
- ②防災士取得試験
- ③普通救命講習の受講

全て免除されます！

《お申込み・お問い合わせ先》 高山村役場 総務課 ☎0279-63-2111(内線11)

山火事防止について

消防庁発出の「火災年報」によると、令和4年における全国の林野火災件数は1,239件となり、亡くなられた方は13人となります。出火原因は「たき火」、「火入れ」、「たばこ」等とされています。

村の森林面積は4,814haと、総面積の75%を占めています。たばこの投げ捨ては絶対しない、許可なく火をおこさないことを心がけ、防火に努めましょう。

火災を発見した場合は局番なしの119番に通報し、危険を感じた場合は避難してください。

- 林野火災とは…森林、原野または牧野が損傷した火災

高山村消防団が4月下旬から5月上旬にかけて山火事防止期間とし、パトロールやキャンペーンを実施し、防火を呼びかけました。



▲パトロールの様子



▲キャンペーンにて啓発品配布

「行政相談・人権相談」の合同相談会について

国など行政機関の仕事に対する苦情や困っていることがあるが、どこに相談してよいか分からない、いじめや児童虐待、インターネットによる人権侵害、新型コロナウイルス感染症に関連した偏見・差別のほか、家庭内や近所のもめごと、人権問題や困りごとなどで、悩んでいる方はお気軽に下記合同相談会へお越しください。(料金は無料で、秘密は固く守ります。)

〈行政相談・人権相談の合同相談会〉

- **と き** 6月13日(木) 午前9時～12時
- **と ころ** 高山村役場 2階 会議室

なお、合同相談会へお越しになれない方につきましても、人権相談につきましては下記のとおり前橋地方法務局および各支局で常設の電話相談等を受けておりますので、お気軽にご利用ください。

『みんなの人権110番』

- ・電話番号：0570-003-110
- ・受付時間：平日8時30分～17時15分

『インターネット相談』

- ・URL：https://www.jinken.go.jp/

《お問い合わせ先》 前橋地方法務局人権擁護課 ☎027-221-4466 (代表)

優良自動車運転者表彰受付が始まります

群馬県交通安全協会および吾妻交通安全協会では、交通安全意識の高揚を図るため、無事故・無違反で長期間を経過した運転者を優良自動車運転者として表彰しています。

希望者は自己申告により申請することが必要です。詳しくは、吾妻交通安全協会にお問い合わせください。

● 受付期間

令和6年6月3日から令和6年7月8日まで

● 受付場所

吾妻交通安全協会 高山村役場 総務課

● 表彰種別および無事故等期間

| | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 銅章 | 5年以上 | 銀章 | 10年以上 |
| 金章 | 15年以上 | 金冠銀章 | 20年以上 |
| 金冠金章 | 30年以上 | 旭日金冠章 | 40年以上 |

※ただし、銀章以上は、前段階の章を受章して

いることが必要です。

● 費用

無事故・無違反証明書交付手数料670円

● 用意する物

運転免許証・印鑑

● その他

申請中に違反や他の法令違反等があった場合、対象外となることがあります。

● お問い合わせ先

吾妻交通安全協会 ☎0279-68-2554

health guide

よい歯で元気 たかやまっ子!!

3月・4月に実施した3歳児健診において、むし歯のなかったお子さんをご紹介します。

みんなも、むし歯のない元気な「たかやまっ子」を目指して、頑張りましょう!



やまぐち ひらり さん



つづき だん さん



つづき ふたば さん



あべ かずま さん



わたなべ あきと さん



ひぐち おう さん



おきつ ゆうり さん